

都道府県連盟理事長 殿

(公財) 日本ソフトテニス連盟
専務理事 野際照章



ヒートルールの運用について

平素よりソフトテニスの普及振興にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、4月のハンドブック改定に伴い、競技規則第46条にヒートルールを追加しました。ヒートルールの解釈と運用について、内容をご確認の上、関係者への周知等ご対応の程よろしく願いいたします。

記

1. ヒートルールの解釈について

ヒートルールについて、大会当日における気温が35°C以上となり且つファイナルゲームとなった場合は、ファイナルゲームに入る前に3分間の休息を許可する。但し、休息場所はマッチを行なっているテニスコート内において、日傘等により作られた日陰とする。

2. ヒートルールの運用について

- (1) 気温を測定する場所は、大会当日に競技責任者あるいはレフェリーが、テニスコートサイドの風通しの良い日陰を1カ所選んで決定し、その場所にて1時間間隔で測定する。諸事情により測定できない場合は、環境省の「暑さ指数(WBGT)予測値等電子情報提供サービス」が1時間毎に提供する大会会場に最も近い地点でのWBGTの31以上を参考とする。
- (2) 測定の結果、気温35°CあるいはWBGT31超過が確認された場合はヒートルールの採用を、気温35°CあるいはWBGT31未満となった場合は解除を、競技責任者あるいはレフェリーが放送等により周知する。
- (3) マッチ進行中にヒートルール採用が決定となった場合は、そのマッチ及び以降のマッチでファイナルゲームに入る前に3分間の休息を取ることを必須とする。
- (4) マッチ進行中にヒートルール解除となった場合は、そのマッチはヒートルール対象とし、以降開始されるマッチは通常のルールに戻す。

以上